

第百三十二回国会 衆議院 地方行政委員會議録 第十六号

平成七年五月十八日(木曜日)

午後四時三十分開議

出席委員

委員長 川崎 二郎君

理事 塩谷 立君

理事 穂積 良行君

理事 山名 靖英君

理事 北沢 清功君

理事 石橋 一弥君

理事 栗原 裕康君

理事 蓮実 進君

理事 平林 鴻三君

理事 愛野 興一郎君

理事 富田 茂之君

理事 増田 敏男君

理事 吉田 公一君

理事 島山 健治郎君

理事 穀田 恵二君

出席國務大臣

自治 大臣 野中 広務君

出席政府委員

警察庁長官官房 山本 博一君

総務審議官 小林 守君

自治政務次官 秋本 敏文君

自治大臣官房長 遠藤 安彦君

自治省財政局長

委員外の出席者

地方行政委員会 調査室長 前川 尚美君

委員の異動

五月十八日

辞任

補欠選任

田野 瀧良太郎君

谷 洋一君

岡島 正之君

濱田 靖一君

岸本 光造君

増田 敏男君

同日

辞任

補欠選任

岸本 光造君

谷 洋一君

田野 瀧良太郎君

岡島 正之君

増田 敏男君

本日の會議に付した案件

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇一号)

○川崎委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、地方交付税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は、昨十七日に終了いたしました。

これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。

穀田 恵二君。

○穀田委員 私は、日本共産党を代表して、地方交付税法の一部を改正する法律案に関して、反対討論を行います。

今回の地方交付税の減収三百七十七億六千万円は、国の政策減税に伴うものであり、減税の内容いかに問わず、その補てんは国の責任でなされなければなりません。

ところが、減収分は、国の一般会計からの特別措置で補てんされる形になっていますが、同額を九七年度から五年間、国の一般会計から特別交付税会計に繰り入れるべき額から減額精算することにしております。これでは、実質的には地方の財源で補てんするものであり、国が責任を果たしたとは言えません。

財源について言えば、九五年度本予算審議の際の組み替え的補正を行うとの政府の発言を誠実に

実行し、当初予算の浪費、不要不急の経費にメスを入れることにより、財源は十分確保できるのであります。

地方財政の借金が百十八兆円を超す深刻な状況であることについては、当委員会の議論でも明らかです。そういう深刻な事態の中で、地方への負担の押しつけを行うべきでないことを改めて指摘し、討論とします。

○川崎委員長 これにて討論は終局いたしました。

○川崎委員長 これより採決に入ります。

地方交付税法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○川崎委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川崎委員長 御異議ないものと認めます。よって、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○川崎委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十二分散会

平成七年五月二十三日印刷

平成七年五月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局